

# 茨城県立真壁高等学校の部活動に係る活動方針

## 1 部活動の基本的な考え

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。

## 2 適切な休養日を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

- 活動時間の上限は次のとおりとする。(準備や片付け、移動の時間は除く)

1日当たりの上限		週計
平日	休日	
2時間	4時間	12時間

※ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振り替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

※ 長期休業中においても、活動時間は同様とする。

- 朝の活動は原則禁止とし、放課後の限られた時間で実施する。ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合は、1日の活動時間の上限の範囲内で活動を認める。

- 休養日は次のとおり設定する。

平日	休日(土・日)	週計
原則、平日・休日各1日以上		原則、2日以上

※ 公式大会等を控えた2週間前または上位大会が直後の1ヵ月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を平日に振替えることを可とする。

※ 大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

※ 長期休業中においても、休養日は同様とする。なお、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 部顧問は、参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で活動計画を作成する。
- 校長は、大会参加数や休養日、生徒や顧問の負担が過度でないかを判断し、適切な是正指導を行い、活動計画をホームページで公表する。

### 3 適切な運営のための体制整備

#### (1) 望ましい運営体制の構築

- 部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。
- 部活動は生徒主体の活動であることから、生徒自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、必要に応じて部顧問に技術指導等を求める。
- 部活動に係る費用について、生徒・保護者に十分な説明をし、理解を得て支出する。

#### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 部活動の顧問は、地域移行を視野に入れながら、指導に必要な知識の習得や生徒に対応する資質向上の研修に励む。
- 熱中症対策として、気温・湿度などの環境条件に注意し、屋内外に問わず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。なお、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、屋外の活動は原則行わない。また、生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等生徒の健康管理を徹底する。
- 部活動における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 部活動に係る活動方針、年間活動計画、月間活動計画及び月間活動実績を学校ホームページへ掲載する。

### 4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 生徒の多様なニーズに応えるため、シーズン制の導入や活動時間・日数の見直し等により複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

#### (2) 地域移行の推進

- 各部活動は、休日の活動から段階的な地域移行を図る。
- 令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロになることを目指す。

### 5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

#### (1) 複数顧問制の推進等

- 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と部活動指導業務の適正化を図る観点から、部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問制により交代で指導する。
- 顧問が休日に練習試合や大会等で活動した場合、休養日を他の休日に振替える。なお、公式大会等を控えた2週間前からの休日に連続して活動を行う特例の場合、複数顧問交代による単独指導を徹底した上で、大会後の休日に休養日を振替える。

#### (2) 大会運営や役員業務の見直し等

- 顧問が大会運営に従事する可能性を踏まえて、顧問の休養日の振替や部活動運営が適切に行えるような顧問数を配置する。